

第441回川越市農業委員会総会議事録  
(公開用)

川越市農業委員会

## 第 4 4 1 回 川 越 市 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

- 1 開催年月日 令和2年11月25日
- 2 開催場所 川越市農業ふれあいセンター 研修室兼視聴覚室
- 3 開会時刻 午前 9時30分
- 4 閉会時刻 午前 10時30分
- 5 招集者氏名 農業委員会会長 石川秀夫
- 6 議長の氏名 農業委員会会長 石川秀夫
- 7 委員出席者数 17名

内				訳			
議席	氏名	出欠	備考	議席	氏名	出欠	備考
1	福田純一	出		10	塩野謙吉	出	
2	中野一明	出		11	渋谷武	出	
3	矢部節	出		12	石川秀夫	出	
4	吉崎一行	出		13	栗原明	出	
5	鈴木一	出		14	今野英子	出	
6	関根誠	出		15	山田哲也	出	
7	長岡清	出		16	粕谷貞夫	出	
8	須賀庄次郎	出		17	米原民子	出	
9	内田光夫	出					

### 8 議事参与者

職	氏名	職	氏名

## 9 事務局

職	氏名	職	氏名
事務局長	石田 秀樹		
副主幹	宮本 晃宏		
主査	榎本 亮太		
主事	酒井 亮		
主事補	飯島 佑加		

## 10 産業観光部農政課職員

職	氏名	職	氏名
課長	小野 寺雅樹		
主査	高田 英明		

## 11 開会

会長 石川 秀夫 は議長席に着き、出席委員が定足数に達していることを確認した後、令和2年11月25日第441回川越市農業委員会総会の開会を宣言する。

## 12 議事録署名委員選任の件

議長 石川 秀夫 は、本件に対し、議長の指名により推薦したい旨を諮ったところ、全員の賛同を得たため、次の者を指名選任する。

委員 須賀 庄次郎

委員 内田 光夫

委員 塩野 謙吉

1 3 議決事項及び議事の要領

報告第 1 号

総会の所管に関する報告書について

議長は、別添報告について、事務局に説明を求めた。

事務局は「総会の所管に関する報告書 10 月分について報告する。農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地転用届出書については、合計 7 件、9 筆、4, 237 m<sup>2</sup>である。農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書については、合計 12 件、19 筆、6, 858.97 m<sup>2</sup>である。農地改良届については、合計 5 件、9 筆、4, 744.96 m<sup>2</sup>である。農地法施行規則第 29 条第 1 項第 1 号の規定による農業用施設届出書については、合計 2 件、2 筆、278 m<sup>2</sup>である。農地法第 18 条第 6 項の規定による通知については、合計 1 件、1 筆、998 m<sup>2</sup>である。相続税の納税猶予に関する 3 年ごとの農業継続証明書については、合計 9 件、56 筆、44, 800.52 m<sup>2</sup>である。農地法第 3 条の 3 の規定による届出書については、合計 11 件、45 筆、39, 369 m<sup>2</sup>である。詳細については報告書のとおりである。」との説明を行った。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、議事を進めた。

議案第 1 号

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による決定について

議長は、別添議案を上程し、事務局に概要説明を求めた。

事務局は「今月の 1 号議案は、件数 4 件、総筆数 10 筆、総面積 8, 095 m<sup>2</sup>について申請があった。議案説明資料のとおり、整理番号 1 番

から4番については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられる。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、整理番号1番から4番については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件それぞれを満たしているため農用地利用集積計画を決定することで採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第1号について原案どおり決定する。

#### 議案第2号

農地法第3条第1項の規定による許可について

議長は、別添議案を上程し、事務局に概要説明を求めた。

事務局は「今月の2号議案は、件数4件、筆数20筆、面積15,437㎡についての申請があった。議案説明資料のとおり、整理番号1番から4番については、許可できない場合が規定された、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可することによろしいかお伺いする。」との説明を行った。

議長は、委員に意見を求めた。

委員から「整理番号2番と3番について報告する。11月15日に農地利用最適化推進委員と共に譲受人に話を聞いてきた。整理番号2番は3筆、2,600㎡の所有権移転の申請である。譲受人は、現在56歳で、両親と姉の4人で約87アールを耕作している。世帯の農業従事日数は年間150日以上、通作距離は75mである。農業用機械は、軽トラック、トラクター、田植機、コンバイン、乾燥機、籾摺機等を確認し

てきた。申請地には水稻を栽培する予定である。整理番号3番は、13筆、9,125㎡の所有権移転の申請である。譲受人は、現在63歳で、家族と共に、約185アールを耕作している。世帯の農業従事日数は年間150日以上、通作距離は290mである。農業用機械は、普通トラック、トラクター、田植機、コンバインを確認してきた。申請地には水稻を栽培する予定である。以上のことから、地元の農業委員としてはやむを得ないと考える。慎重な審議をお願いする。」との発言があった。

委員から「整理番号4番について報告する。19日に譲受人宅を訪問し、話を聞いてきた。譲渡人は、相続によって土地を取得したが、管理ができないことから、今回の申請に至った。譲受人は、現在52歳である。他市で勤務をしているが、家族と共に185アールを耕作している。主に、水稻、トマト、キュウリ、お茶の栽培をしている。農業用機械については、一通りそろっていることを確認してきた。通作距離は約1.2kmである。申請地を確認してきたが、適正に管理されていた。以上のことから、地元の農業委員としては問題ないと考える。慎重な審議をお願いする。」との発言があった。

議長は、ほかに委員に意見を求めた。

議長は、ほかに意見がなかったため、整理番号1番から4番については、許可できない場合が規定された農地法第3条第2項各号にそれぞれ該当しないため、許可することで採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成を得られたため、議案第2号について原案どおり許可することに決定する。

議案第 3 号

農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請書に対する意見について

議長は、別添議案を上程し、事務局に概要説明を求めた。

事務局は「今月の 3 号議案は、件数 13 件、筆数 20 筆、面積 5,582.55㎡についての申請があった。議案説明資料のとおり、整理番号 1 番から 13 番については、それぞれ立地基準と一般基準として許可できない場合が規定された農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないため、総合意見として県へ許可相当であるとの意見を付すことによろしいか、お伺いする。」との説明を行った。

議長は、委員に意見を求めた。

委員から「整理番号 3 番について報告する。11月16日に農地利用最適化推進委員と共に譲受人と代理人に話を聞いてきた。整理番号 3 番は、5 筆、1,381㎡で、所有権移転の申請である。譲受人は、昭和 45 年 8 月に設立し、学校教育及び保育を行うことを主な業務としている。申請地の東側には姉妹園があり、自然に触れ合える環境を提供したいとの意向により、泥遊びなどの自然遊びを目的とした園庭を作りたいとのことである。申請地の現況は田んぼであり、そのままの地形を利用する。外周には花壇を並べ、雨水対策は敷地内浸透とする。近隣住民には理解を得ていることから、地元の農業委員としてはやむを得ないと考える。慎重な審議をお願いする。」との発言があった。

議長は、ほかに委員に意見を求めた。

委員から「整理番号 3 番について、土地改良区としては、小さな子どもが遊ぶ園庭において、隣接する水路に誤って転落した際、命に関わる事故につながるおそれがある。植栽では安全性を確保できているとは判

断できないため、転落防止策の設置を願う。委員の意見をお聞きしたい。」との発言があった。

事務局から「申請人は土地改良区に念書を提出しており、代理人からは念書を提出したことによって、土地改良区との協議は整っていると聞いている。それを受けて、土地改良区が意見書を出したものと認識している。」との説明があった。

委員から「転用許可の可否について、転用後の事業運営上の安全性まで農業委員会が判断できることではない。水路の管理者と申請人の問題であって、農地の転用に関して不許可とすることはできないと思う。」との発言があった。

事務局から「園庭に関して関係課所に確認したところ、施設基準として、該当項目がないため、具体的に何かを設置する指示はできないが、運営上危険があるようならば指導することになる、とのことである。」との説明があった。

(休憩)

(再開)

議長は、ほかに委員に意見を求めた。

議長は、ほかに意見がなかったため、整理番号1番から13番について農地転用に関する許可基準からみた意見については、農地法第5条第2項各号に該当しないため、総合意見として許可相当とすることとし、整理番号3番については、「事業計画を順守し、周辺農地及び水路に支障を与えないこと。」と条件を付すことで、採決に入る旨を告げ賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第3号について総合意見として許可相当とし、整理番号3番については条件を付すことに決定する。



議案第 4 号

農業振興地域整備計画の変更について

議長は別添議案を上程し、事務局に概要説明を求めた。

事務局は「議案第 4 号における市農業振興地域整備計画については、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 により「農業振興地域整備計画の策定、変更を行うときは農業委員会の意見を聴くものとする。」と規定されている。川越市では、毎年 3 月末と 9 月末を締め切りとして、年 2 回の申出を受付けており、各申出について、それぞれ 5 月と 11 月の総会において、農業委員会の意見を付すこととしている。」との説明を行った。

議長は農業振興地域整備計画の変更について、農政課に概要説明を求めた。

農政課は「案件の概要を説明する。重要変更として、農家住宅、分家住宅、自己用住宅 5 件、社会福祉施設 1 件、敷地拡張 1 件、駐車場 1 件となり、合計面積は、5,022.40㎡である。軽微変更としては、農業用施設 1 件であり、面積は 199㎡である。案件の概要のうち、1,000㎡以上のものは、重要変更の社会福祉施設 1 件となり、面積は 1,265㎡である。議案説明資料のとおり、重要変更である整理番号 1 番から 8 番については、農業振興地域の整備に関する法律第 13 条第 2 項に掲げる要件のすべてを満たしているため、やむを得ないものと考えられる。また、軽微変更である整理番号軽 1 番については、農業振興地域の整備に関する法律第 13 条第 4 項の変更該当するため、認められるものと考えられる。」との説明を行った。

議長は委員に意見を求めた。

委員から「整理番号3番について、調査報告する。11月20日に農地利用最適化推進委員と共に、現地にて譲受人と代理人に話を聞いてきた。譲受人は、平成20年に設立し、障害者支援事業を実施している特定非営利活動法人である。理事長の話によると、平成11年頃から障害者事業に長く携わってきたとのことで、現在は入所者40名で、今後50名規模になるとのことである。申請地は、駐車場と入所者の多目的広場として使用することである。また、周囲はブロックフェンスを設置することである。雨水は砂利敷の自然浸透で対応することである。施設運営に関しても、周辺住民の理解を得ているとのことである。以上のことから、地元の農業委員としてはやむを得ないと考える。慎重な審議をお願いします。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

議長は、ほかに意見がなかったため、整理番号3番については「事業計画を順守し、周辺農地及び水路に支障を与えないこと」と意見し、重要変更のそれ以外については「やむを得ない」と意見し、軽微変更の整理番号軽1番については「認める」と意見を付すことで、採決に入る旨を告げ賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第4号について原案どおり意見を付すことに決定する。

1 4 閉 会

議長 石 川 秀 夫 は議案の審議がすべて完了したため、第 4 4 1 回川越市農業委員会総会の閉会を宣言し、一同散会する。

1 5 署 名

この議事録が正当であることを証明するため、下記に署名捺印をする。

令和 2 年 12 月 7 日

---

議 長 石 川 秀 夫 印

---

委 員 須 賀 庄 次 郎 印

---

委 員 内 田 光 夫 印

---

委 員 塩 野 謙 吉 印

---